

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託事業において、企画提案者から調査、分析、経営改善等に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより価格だけでなく技術的な要素を考慮することで、より質の高い将来構想支援コンサルティング業務を委託することを目的に定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託

(2) 業務の目的

本件業務は、鳥取県立厚生病院の病棟が供用開始から 38 年を迎えたことを踏まえ、将来的な病院施設を視野に入れつつ、今後の医療提供体制や施設設備のあり方を関係者で議論するにあたり、議論に必要な人口構造や疾病構造の変化など基礎的な情報の収集・整理やその他議論の支援を得ることを目的として実施する。

(3) 業務の内容

別添 1 「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

① 基礎的なデータの整理・分析

② 地域の中核病院に求められる医療提供体制、施設機能のトレンド及び他の地域の先進事例の調査・分析、将来的見通しの提示

③ ①及び②の結果による論点整理、会議資料作成及び説明等の会議運営の補助

(4) 契約期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額

5,390 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式第 1 号）と業務受託実績表（様式第 2 号）を 5 の（1）の場所に、令和 6 年 7 月 25 日（木）午後 5 時までに郵送又は持参により提出しなければならない。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア （6）により提出された書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和 6 年 7 月 26 日（金）までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、参加資格がないとした理由について、令和 6 年 7 月 30 日（火）までに書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和 6 年 8 月 1 日（木）までに書面により回答する。

(8) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和 6 年 6 月 26 日（水）から同年 7 月 25 日（木）までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>）から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 6 年 6 月 26 日（水）から同年 7 月 25 日（木）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

5の(1)と同じ

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告日から受託者決定日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件公告日から受託者決定日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年7月3日(水)正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより5の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (5) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院の施設に係る将来構想の策定又は病院の経営改善に係るコンサルティング業務を受注した実績を有する者であること。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、別添2「厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、「厚生病院将来構想支援コンサルティング業務審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は5名で構成する。

4 選定方法

(1) 評価方法

提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき各項目の点数を審査委員の合議により採点し、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定するとともに、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(2) 審査結果の公表・通知

ア 審査結果は、令和6年8月下旬に鳥取県立厚生病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)で公表するほか、全ての提案者に通知する。

イ 公表または通知する審査結果は、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみを公表するほか、最優秀提案者と提案当事者のみを通知するものとする。

5 担当部局等

(1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院経営課

電話 0858-22-8181(内線 3431) ファクシミリ 0858-22-1350

電子メール kouseibyoun@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

6 本件公募型プロポーザルに関する問合せの取扱い

ア 本件公募型プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第6号）により、電子メールまたはファクシミリにより令和6年7月4日（木）午後5時まで5の（1）の場所において受け付ける。

イ アで受け付けた質問及びそれに対する回答は、令和6年7月10日（水）までにインターネットの鳥取県立厚生病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>）で公開する。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、別添3「厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託企画提案書等作成要領」に基づき企画提案書等を作成し、(2)に示す提出書類一式を持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出書類

ア 会社概要書（様式第3号）※パンフレット等添付可。

イ 企画提案書

(ア) 表紙（様式第4号）

(イ) 本文（様式第4号-1から様式第4号-4）

次表の区分の順に従い作成することとし、各区分の枚数の上限は3枚とする。（最大112枚）

なお、一度受け付けた企画提案書の差し替え、追加又は削除は認めない。

項番	区分	評価の視点
(1)	基礎的なデータの整理・分析	<ul style="list-style-type: none">・中部地域の医療需給の課題を浮かびあがらせることが可能なデータ項目の提示があるか・厚生病院の課題をどのように分析しようとしているか、その内容は適切か・望ましい医療提供体制のためのヒントになりそうなデータ項目、分析の提示が見込めるか・どのようなソースでデータ収集を考えているか、収集力はあるか・経営的な視点でのデータ整理・分析も考慮されているか
(2)	施設機能のトレンド及び他の地域の先進事例の調査・分析、将来的見通しの提示	<ul style="list-style-type: none">・厚生病院の機能及び鳥取県中部の事情を理解した調査、分析が期待できるか・地域の関係者の議論の基礎資料を意識した事例収集、分析が期待できるか

		・経営改善に向けた投資の視点の提示が期待できるか
(3)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の同種業務経験は豊富か ・配置予定担当者は業務遂行可能な能力を有しているか ・当院担当者との打合せの頻度や方法は適切か、良好なコミュニケーションをとる体制があるか ・仕様書に沿ったスケジュールが提示され、その管理体制がとられているか ・機密保持、情報漏洩への対策と責任体制がとられているか
(4)	業務実績	・同種業務の経験は豊富か

ウ 見積書（様式第5号）及び見積内訳書（任意様式）

（ア）見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容を実施するために必要な費用をすべて含めた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）とすること。

（イ）見積内訳書には、経費の積算にあたり、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等の内訳を記載すること。

（ウ）1の（5）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とし、提案者は失格とする。

（3）提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時まで（必着）

（4）提出部数

6部

（5）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出することを明示すること。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で、本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

（6）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

8 プレゼンテーションの実施

（1）日時及び場所

令和6年8月20日（火） ※開催場所、開催時間等は別途通知する。

（2）実施方法等

ア プレゼンテーションは一提案につき20分以内とし、各プレゼンテーション終了後審査員との質疑応答時間を15分程度設ける。

イ プレゼンテーションは7（2）による企画提案書の範囲内で行うものとし、プレゼンテーション当日に新たに提案内容を追加することは認めない。

- ウ プレゼンテーションに際して、プロジェクター及びスクリーンは当院が準備するが、その他の必要機材等があれば応募者が準備すること。
- エ その他プレゼンテーションの実施に係る詳細については必要に応じて別途通知する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者から改めて見積書を徴して契約締結の協議を行なった上で契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がされた企画提案書は無効とする。

(2) 失格

審査会の委員に事前に働きかけ等を行った者及び1（5）の予算額を超える見積価格を提示した者は失格とする。

（3）参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（4）個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

【参考：本件公募型プロポーザルの実施スケジュール】

令和6年6月26日（水） 公募開始
7月4日（木） 質問期限
7月25日（木） 参加申込書提出期限
8月1日（木） 企画提案書提出期限
8月20日（火） プレゼンテーションの実施
8月下旬 審査結果の通知及び契約の締結